六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
四季荘谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷
島根県出雲市斐川町学頭字大井
三五二三番一
三五二九番七及び三五二九番八
三五五〇番一
三五五〇番四及び三五五〇番五
三五五〇番九から三五五〇番一一まで
三五五三番三から三五五三番七まで
三五五五番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
島根県出雲市斐川町学頭字大井
三五二三番一　一号
一三八二番一　二号
三五五五番　三号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
引地谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
島根県邑智郡川本町大字因原
三五一番七
三五三番一
三五三番三及び三五三番四
三五四番三及び三五四番四
三五五番一
三五五番一五
九九七番二
九九八番八から九九八番一一まで
一二二七番二及び一二二七番三

○国土交通省告示第千二百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月七日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
檜沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十六年建設省告示第百九十四号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）
群馬県甘楽郡南牧村大字檜沢
字大入道道下　一二四一番一一　一号及び二号
一二四一番三七　四号から六号まで
一二四一番七〇　七号
字大入道日影　一二四二番二六　三号

○国土交通省告示第千二百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月七日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
滝谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十九年建設省告示第六百十八号で指定した土地の境界に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
岐阜県揖斐郡揖斐川町春日六合
字村西　一三四番一　一号及び四号
一三三番一　二号及び三号

○防衛省告示第二百八十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年十二月七日

防衛大臣　一川　保夫

日時　平成二十三年十二月十二日（予備、同月十三日）の〇七〇〇から二一〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三七度二二分一秒　東経一三五度三九分四九秒
(イ)　北緯三七度〇二分一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三六度四〇分一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(エ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦三隻、航空機一機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百八十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年十二月七日

防衛大臣　一川　保夫

日時　平成二十三年十二月十三日（予備、同月十四日）の〇六三〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦二隻、航空機一機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百八十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年十二月七日

防衛大臣　一川　保夫

日時　平成二十三年十二月十三日及び同月十四日（予備、同月十五日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三二度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三二度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百八十六号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

平成二十三年十二月七日

防衛大臣　一川　保夫

信号符字	名称	付与年月日
JSSU	ちちじま 六〇五	平成二十三年十一月二十四日

○北陸地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月七日

北陸地方整備局長　前川　秀和

道路の種類　一般国道
路線名　八号
道路の区域
(一)　(二)　(三)

区間	変更前	敷地の幅員	延長
富山県下新川郡朝日町横尾字八枚田一二四九番一から同町道下字新田八三一番一まで	後別	一四・〇メートル	一六・二キロメートル
	後	一〇・〇メートル	一〇・九キロメートル
	前	一三・六メートル	一三・六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所